第八号中(241)を(243)とし、(99)から(240)までを(101)から(242)までとし、(98)を(99)とし、その次に次のように加える。

(100)　イプラグリフロジン　L―プロリン

第八号中(97)を(98)とし、(41)から(96)までを(42)から(97)までとし、(40)の次に次のように加える。

(41)　アファチニブ

○厚生労働省告示第十一号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十七日　厚生労働大臣　田村　憲久

第百三十八号を第百四十号とし、第百一号から第百三十七号までを二号ずつ繰り下げ、第百号を第百一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二　ブレンツキシマブ　ベドチン及びその製剤

第九十九号を第百号とし、第四十号から第九十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十　（二―E）―N―［四―（三―クロロ―四―フルオロアニリノ）―七―{[(三―S)―オキソラン―三―イル］オキシ}キナゾリン―六―イル］―四―（ジメチルアミノ）ブタ―二―エナミド（別名アファチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

○農林水産省・厚生労働省経済産業省告示第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、小売業の活力の再生に向けた基本指針を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年一月十七日　厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣臨時代理　国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充

小売業の活力の再生に向けた基本指針を廃止する告示

小売業の活力の再生に向けた基本指針（平成十九年農林水産省・経済産業省告示第一号）は、廃止する。

附　則

この告示は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○経済産業省告示第六号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定に基づき、特定新事業開拓投資事業の実施に関する指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十六年一月十七日　経済産業大臣　茂木　敏充

特定新事業開拓投資事業の実施に関する指針

一　特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項

イ　経済産業大臣が法第十七条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の新たな事業の成長発展を図るものであって、当該計画の申請を行った投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当することを認定の要件とする。

⑴　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該特定新事業開拓投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。

⑵　当該投資事業有限責任組合が、特定新事業開拓投資事業及びこれに附帯する事業のみを行うものであること。

⑶　当該投資事業有限責任組合が、当該認定を受ける前にいずれの会社が発行する株式も取得していないこと。

⑷　当該投資事業有限責任組合が、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間の終了に伴い解散することとしていること。

⑸　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約の契約書に、投資担当者（当該法人の役員又は使用人であって、当該投資事業有限責任組合の投資事業を主として行う者をいう。）の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。

⑹　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の一％以上であること。

⑺　当該投資事業有限責任組合の内部収益率の目標が十五％以上であること。

⑻　当該投資事業有限責任組合の組合員が当該投資事業有限責任組合に対し出資している金額及び当該投資事業有限責任組合に対し出資することを約している金額の総額がおおむね二十億円以上であること。

⑼　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。

ⓘ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ⓘⓘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ⓘⓘⓘ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ⓘⓥ　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ⓥ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ⓥⓘ　認定特定新事業開拓投資事業組合が法第十八条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において当該認定特定新事業開拓投資事業組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの

ⓥⓘⓘ　法人であって、その役員のうちにⓘからⓥⓘまでのいずれかに該当する者があるもの

ⓥⓘⓘⓘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

⑽　当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。

ⓘ　暴力団員等

ⓘⓘ　法人であって、その役員のうちにⓘに該当する者があるもの

ⓘⓘⓘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

ⓘⓥ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が個人である場合にあっては、当該個人と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人

ⓥ　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、当該法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいい、その法人が自己の株式又は出資を有する場合のその法人を除く。以下同じ。）のグループ（その法人の一の株主等及び当該株主等と法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する特殊の関係のある個人及び法人をいう。）が、当該法人の発行済株式又は出資（その法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の二分の一を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合の当該株主等のグループに属する者